

令和2年度 兵庫県会計年度任用職員(土木技術員等) 兵庫県立淡路景観園芸学校採用選考案内

受付期間 令和2年1月10日(金)～令和2年1月31日(金)

試験日 令和2年2月14日(金)

任用期間 令和2年4月 1日(水)～令和3年3月31日(水)

勤務場所 兵庫県立淡路景観園芸学校

1 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定人員	主な職務内容	必要資格	勤務形態
① 土木技術員	1 人	土木工事の監理、ガーデン及びフィールドの管理等		週 29 時間 (7 時間 15 分×4 日)
② フィールド 管理員	1 人	ガーデン及びフィールドの 管理等		週 29 時間 (7 時間 15 分×4 日)
③ 運転員	1 人	公用自動車の運転等	普通自動車 運転免許	週 29 時間 (7 時間 15 分×4 日)
④ 保健指導員	1 人	保健室における学生の保健 指導	保健師又は 看護師	週 29 時間 (7 時間 15 分×4 日)

2 受験資格

- (1) 令和2年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- (2) 任用の日に兵庫県立淡路景観園芸学校に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時
令和2年2月14日(金)

※ 試験時間は申し込み後、別途お知らせします。

(3) 場所

兵庫県立淡路景観園芸学校

〒656-1726 淡路市野島常盤 954-2 TEL : 0799-82-3131

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホッチキス留めなどせずに提出してください。

兵庫県立淡路景観園芸学校総務部総務課（TEL : 0799-82-3131）

※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ 84 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください（宛名は、郵便を受け取れる宛先を記載してください。）

※ なお、2月5日（水）を過ぎても案内が届かない場合は、2月7日（金）までに兵庫県立淡路景観園芸学校総務部総務課まで電話で照会してください。

※ 郵送の場合の送付先住所・・・〒656-1726 淡路市野島常盤 954-2

5 任用期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

6 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。）

土木技術員 月額 147,400 円～161,000 円

フィールド管理員 月額 118,300 円～124,100 円

運転員 月額 118,300 円～124,100 円

保健指導員 月額 120,900 円～144,900 円

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があるほか、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり

(3) 期末手当

年間 2.6 月（6 月期 1.3 月、12 月期 1.3 月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 令和 2 年度の 6 月期は 0.39 月、12 月以降は 1.3 月支給

※ 任期が 6 ヶ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週 29 時間（7 時間 15 分×週 4 日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付きとし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式に採用となります。

7 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。

また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。